

ふじさと

№. 330

○発行日：平成 8 年 2 月 25 日 ○編集発行：藤里町企画開発課（秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴 8 ☎ 0185 (79) 2111）



スキー場は最高です

みなさんは、町営スキー場を体験したことがありますか？

町営スキー場は、昭和63年にペアリフト、スキーハウスを整備して以来、9年目の冬を迎えました。今年の冬は雪も豊富で、休日は親子連れでいっぱいです。写真は——スキー場の中腹から藤琴川を見下ろしたものです。好天の日の里山スキー場の景色は、最高です。

今月の紙面

- 2～3面……白神山地町民シンポジウム
- 4～5面……平成8年度の転作制度
- 6～7面 できごと・わだい
- 8面………国土調査事業
- 9面………福祉伝言板・国民年金
- 10面………お知らせ
- 11面………おめでた・おくやみ
- 12面………3月の行事予定

町民シンポジウム

ふもとの住民として

世界遺産について考える

雪の降りしきる一月二十七日、ホテルゆとりあ藤里コンベンションホールに百七十名を超える参加者が集って、白神山地について考える町民シンポジウムが開かれました。このシンポジウムは、今年度の電源地域産業育成支援事業の一環として取り組んでいる「観光産業戦略ビジョン」策定事業で実施したもので、「世界遺産白神山地の保全と活用」と題しておこなわれました。

今月号では、このシンポジウムを通じて、ふもとの住民として白神山地を考えてみます。



中の白神山
NHK解説
伊藤先生
世界遺産条約について語る

シンポジウムは、NHK解説委員の伊藤和明先生の「世界遺産の中の白神山地」と題した基調講演で始まり、このほど定められた「白神山地世界遺産地域管理計画」について、環境庁東北地区国立公園・野生生物事務所の藤田均氏より基調報告がありました。

秋田魁新報社の斎藤容一郎氏をコーディネーターに迎えたパネルディスカッションでは、環境庁、林野庁、日本自然保護協会、屋久杉自然館、白神山地のブナ原生林を守る会の諸先生をパネラーに、白神山地の保全と

活用について討論しました。また、シンポジウムの後は、秋田自然を守る友の会の主催で諸先生を囲んでレセプションがおこなわれ、白神山地の管理について意見を交わしていました。

**誤った観光開発から
世界遺産を守るために**

基調講演では、最初に世界遺産条約——世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約——について説明がありました。

世界遺産条約は、一九六〇年代のエジプトのアスワンハイダム

建設のために神殿を移転したことが始まりであること、国連人間環境会議（一九七二年：ストックホルム）のあった年に条約が採択されたこと、環境問題について各国がどのようにして協力し合うかを話し合った地球サミット（一九九二年：リオデジャネイロ）の影響など、またユネスコや国際自然保護連合の関わりで、貴重な自然環境や文化遺産を人類共通の遺産として国際的な責任で子孫に引き継ぐ目的でつくられました。

世界には約四百の遺産があります。中国の万里の長城、ニューヨークの自由の女神像、パリのベルサイユ宮殿、グランドキャ

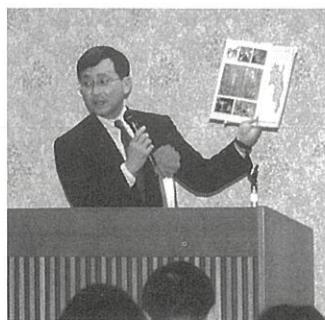
ニオン、イエローストーン国立公園など、世界各地の遺産を例に挙げていました。

日本は、条約が採択された二〇年後（一九九二年）に加盟しています。九三年の世界遺産会議で、白神山地、屋久島が自然遺産、姫路城、法隆寺周辺の建造物が文化遺産に登録されました。

条約に加盟した国々は、その国にある世界遺産については、国際的な責任として保護と管理が義務づけられています。つまり、条約に加盟したことはスタートラインであり、問題は登録後にどのように対応していくのか、維持、管理をどのようにしていくのかが一番の課題です。

最も心配なのは、観光地化です。世界遺産に登録されることで知名度が高くなり、観光客がどっと押し寄せることです。これは日本に限ったことではありませんが、日本人は特にその傾向が強くなります。当然、環境汚染が進みます。

“名水百選”“国立公園”など、保護のために指定したはずが、地方自治体では観光の目玉にして開発する傾向にあります。指定地域を保護しても、周辺から汚染されることが往々にしてあり、自然というものは、周辺部分も含めて総合的にとらえる



管理計画を説明する藤田所長

基調報告では、藤田所長から「白神山地世界遺産地域管理計画」の計画書を手にして、管理計画についてわかりやすい説明が

ありました。

管理計画は、環境庁、林野庁、文化庁の三庁でつくられたもので、新たな法律による保護ではなく、既設の四つの制度（自然環境保全法、自然公園法、文化財保護法、森林生態系保護地域の設定と管理）にもとづいて保護する内容になっています。

これは、四つの制度でバラバラに管理し保護するのではなく、地元連絡調整の場として連絡会議が設定され、環境庁、宮林局、青森県、秋田県が協力して管理にあたることになっています。

また、藤里町はじめ地元の市町村、関係団体との連携を図り、地元の理解と協力を得ることが明記されています。

地域ぐるみで検討された

ルールづくり

コーディネーターの斎藤さんは、鎌田さんのニホンザルの調査とともに白神山地との関わりが古く、世界遺産に登録されるまでの一連の過程取材し続けて来られた方です。

二十年前、白神山地はよほどの物好きか登山専門家、釣りマニア、生計の一部を山に頼っていた人々がほんの一部に活用していたに過ぎませんでした。そんな山が世界遺産に登録されることになった一番のきっかけ

●パネルディスカッション

(敬称略)

- ・コーディネーター
斎藤 容一郎
(秋田魁新報社整理部長)
- ・パネラー
鹿野 久男
(環境庁自然保護局計画課長)
- 相模 正芳
(秋田宮林局森林管理部長)
- 中井 達郎
(日本自然保護協会研究部長)
- 日下田 紀三
(屋久島屋久杉自然館長)
- 鎌田 孝一
(秋田自然を守る友の会会長)

けは、林道建設の計画でした。林道建設の反対運動が大きく広がって、建設のストップから世界自然遺産の登録まで、短編映画でも観るような出来事でした。しかし、遺産の登録は、行政、民間を問わず、多くの方々の献身的な努力の結果であると認識しています。

世界遺産になったということからは、藤里町だけの山ではない、秋田県の山であり、日本の山であり、世界中の財産であるという“お墨付き”を得たことであり、これを子々孫々まで伝えなければならぬ責務も生じました。

管理計画は、白神山地のこれらの道すじを示したガイドブック（マップ）ではないかと思えます。このガイドブックをどの

ように活用したらいいのか、というのがこれからの課題といえます。

パネルディスカッションは、白神山地を保護する立場と活用する面から、活発に討論されました。

討論の内容は――

白神山地を世界の宝として守っていくことを大命題としてとらえ、管理計画はその大枠にすぎません。具体的な内容については、手法も含めて、これからみなさんと決めていかなければなりません。また、白神山地は保護区域だけで存在しているわけ



白神山地の保全と活用について討議したパネルディスカッション

ではなく、その周りにはいろんな人が住んでいる地域があります。日本のふるさとの風景があります。その地域の中で、白神山地をどのように生かしていくのか、また、地域が発展していくのかが今後の大きなテーマです。

白神山地の遺産地域は、核心地域（コア部分）とその周辺部の緩衝地域（バッファ部分）に分けられます。核心地域は、学術研究など特別の事由を除き入山が規制されますが、緩衝地域については、各種制度の趣旨に反しない範囲において体験し活用できるとされています。

この緩衝地域については、年ごとに減少する“水”とその下流域の問題、入山規制の方法、山を生活の一部として活用している人たち、管理巡視のための歩道の問題など、パネラーのみならずさまざまな意見が交わされました。

“立派な環境資源” “世界遺産の基本は地元から” など、周辺の活用、発展という考え方も当然あります。今後は、地元住民、行政、学者を交えて、細部にわたって“ルールづくり”をする必要があります。

最後に、コーディネーターの斎藤さんが、性急な結論は急ぐべきでない、こはじっくり議論するべきとまとめました。そ

レセプションには



のために、今回のような議論を重ねていくしかありません。自然を守るのは、法律ではありません。根幹にあるのは、人間の自然との接し方です。今回は、地元住民として考えさせられるヒントをたくさんいただきました。

編集後記

世界遺産「白神山地」について、少しでも知っていたら良かった特集を組んでみました。でも、内容が盛り沢山のシンポジウムを見開きでまとめるには、ムリが多すぎました。かえって混乱を招いてしまったのでは……と心配しています。

三月号以降の広報では、もっと要領よくまとめたと思います。

農家のみなさんへ

転作した部分については、転作補助金の基本額は交付されますが、加算金はありません。加算金については、地区で目標を達成していないと交付されないで、地区の話し合いや、JA藤里町による転作の調整が重要になります。

政府は、転作の目標を100%達成した農家だけから、米を買うことになります（転作は、JAなどが調整して、転作を頼んだ場合も達成したことになります）。

つまり、転作が未達成の場合は、「あきたこまち」や「ササニシキ」などの自主流通米に助成がありません。（これまでは、60kgあたり約 1,100円の助成がありました。）

このように、平成8年度からは、転作を達成するための「とも補償」に対して国が助成する制度を設けたり、政府による米の買入れは、目標達成者に限られるなど、今までにない大幅な制度の見直しがおこなわれました。

制度の内容や、転作の配分、取り組み方など不明な点、相談したいことがありましたら、気軽に問い合わせてください。

【転作に関する問い合わせ先】
藤里町役場農林課農政係
☎ (79) 2114
JA藤里町生産指導課
☎ (79) 1644



JA藤里町で転作を担当する小山さん

藤里町の標準小作料

(10アールあたり 年額)

農地の区分		小作料の標準額	備考
田	上級田 (整備済田30a区画)	29,000円	10アールあたり 標準収量 540kg
	中級田 (整備済田10a区画・未整理田)	25,000円	10アールあたり 標準収量 480kg
	下級田 (未整理田)	15,000円	10アールあたり 標準収量 420kg
畑		3,000円	作物等の区別なし
適用期間 平成8～10年度			

【小作料に関する問い合わせ先】
藤里町農業委員会 ☎ (79) 2114

標準小作料が 変更になります

藤里町の標準小作料は、三年ごとに見直されています。今年度は、見直し時期にあたり、昨今の農業情勢を踏まえて、左表のとおり決定しましたので、お知らせします。小作料は、農地を借りて耕作した人が、農地の使用料として農地所有者に支払うものです。標準小作料は、農地使用料の目安になるもので、金額はお互いに協議のうえで決定してください。すでに、賃貸借契約している小作料についても、協議のうえで変更することができま

農家のみなさんには 新たに増やしてほしい転作面積も通知します

藤里町の平成8年度の転作目標面積は一九七ヘクタールで、七年度に比べて約四〇ヘクタール増え、これまでにない大きな面積になりました。町やJA藤里町では、関係機関と配分方法や転作の進め方を協議し、次のような方法で農家の方の理解と協力をお願いすることになりました。

【転作配分対象農家】

15アール（約一反五畝）以上耕作している農家で、生産された米に余裕があると思われる農家に配分します。

【加工用米】

どのくらい転作すればいいのかわからないと思いますので、目標面積の配分のほかに、七年度実施分に追加してほしい面積

【転作する面積】

転作の配分率は、22～23%になる見込みです。1町歩の耕作農家に対して、2反2畝～2反3畝の配分になります。

【転作配分率】

配分単位は10アールです。これまでのように「とも補償」で受委託調整をおこないますので、個人で出荷する必要はありません。



【配分時期】

転作は、農業委員会の耕作台帳にもとづいて配分します。
仮配分 2月
本配分 4月

転作の制度が変わります 8年度から新生産調整推進対策がスタート

藤里町の転作目標面積は197ヘクタール

平成8年度から10年度までの三年間、「新生産調整推進対策」が実施されます。この転作制度は、昨年十一月に新食糧法が施行されたのにもとない、「米の受給および価格の安定」を図るための重要な手段として位置づけられました。平成8年度の藤里町の転作目標面積は、七年度より四〇ヘクタール多い一九七ヘクタールです。ここでは、新しい転作の内容や配分針、取り組み方などについてお知らせします。

新しい転作制度がめざすものは――

米をめぐる状況は、平成六年産米の大豊作や、七年産米が全国的に「やや良」になったことなどから、持ち越し在庫が計画（一五〇万ト）を大幅に上回ることが予想されています。

新しい転作制度の第一の目的は、米流通の主体である「自主流通米」の価格の安定を図ることです。生産調整（転作）を着実に実施することは、持ち越し在庫の計画的な管理につながり、米の価格が安定します。

また、新しい制度では新食糧法の趣旨に則って実施されます。つまり、米についても野菜などと同じように市場の原理を取り入れ、米の生産者の自主的な取り組みが重要になります。

転作は、ただ転作物物の作付にとどまらず、「新農政プラン」

転作の受委託に対する補助制度ができました

JA藤里町では、これまで町全体の転作を調整してきました。つまり、多く転作している農家の方には、他の農家の転作を引き受けてもらい、それについて「とも補償」という形で委託料を支払っていました。

新しい制度では、生産調整に参加する農家の意向を尊重しながら転作目標を達成するために、「生産調整で生じる「経済的不利益」を生産者同士で補償し合う」「とも補償制度」が重要視されています。

新生産調整推進対策のあらまし

- 実施期間：平成8～10年度の3年間で
- 目標面積：全国で78.7万ヘクタールの生産調整（転作）がおこなわれます
米の作柄により、見直しがあります
- 加工用米：これまでの他用途利用米に代わって、酒造用や加工米飯などに使われる加工用米が導入されました
- 転作物物：これまでの仕組みと、ほとんど変わりません
- 転作補助金：基本額はこれまでどおりですが、加算額が引き下げられました
- 米の買入れ：政府米は、転作を100%達成した農家だけから買入れます（転作はJA藤里町が調整して頼んだ場合も、達成したことになります）

拠出されていること

【目標達成】

計画区域内で生産調整目標が達成されていること

※補助金

補助金の交付額は、農家の参画率で異なります

・農家の参画率が3/4以上

10アール（一反歩）：2万円

・農家の参画率が2/3以上

10アール（一反歩）：1万2千円

町やJA藤里町では、この補助金を有効に活用して、これまでのように受委託を進めながら目標を達成することになっています。

【基金要件】

計画に参画している農家から

まちのできごと

保育園合同豆まき

オニはそとー フクはうちー

二月二日、米田保育園で、暦の節分より一日早く、三園（大沢、坊中、米田）合同の豆まきがおこなわれました。



大きな赤オニが園児たちを追いかけます

三月いっぱい坊中保育園が廃園になる予定で、この豆まきが三園合同行事の最後とあって、先生もいささか神妙な面持ちでした。

豆まきは、最初に園児同士が豆をぶっつけ合って自分の中に住んでいるオニを退治していました。そして、どこからか現れた大きな赤オニ——オニは園児たちを捕って食ってしまおうと追いかけてまわり、園児たちは逃げまわりながら豆をぶっつけていました。大きな赤オニに追いかけられて、泣きだす年少児もいましたが、やがて園児の中に「かぜひきオニ」「ねぼすけオニ」「おこりんぼオニ」など悪いオニがいなくなると、赤オニは、次の悪いオニ退治のために、出ていきました。赤オニがいなくなった後、園児たちは豆を食べて、ワイワイ、ガヤガヤ、「悪いオニ」を退治してホッとしているようでした。

健康教室

心配するより まず検診



藤里町健康教室
成人病予防週間—心配するよりまず検診—

二月一日から七日までの予防週間に、町福祉保健課では各地区を巡回して健康教室を開きました。

健康教室のテーマは「糖尿病の予防」、講師に山本組合総合病院院長の大淵宏道先生を迎えて、糖尿病の原因、症状および合併症、治療方法、日常生活の留意点について、最新の医学情報を含めての講話はたいへん有意義でした。

糖尿病とうまく付き合っていくために、「食事療法」「運動療法」「薬物療法」がありますが、治療の効果を十分に発揮するためには、自分のからだの状態をよく知っておくことが大切です。

初期の糖尿病には、ほとんど自覚症状がないので、日ごろから検査して正しく判断することです。糖尿病の主要な自己管理指標には、血糖値、尿糖、体重があります。血糖コントロール、尿の中のブドウ糖、肥満の改善などは、自己管理に欠かすことができません。自己管理指標の検査は、町の基本検診の項目にも含まれています。病気を心配するより、まず検診を受けてみましょう。健康診断を定期的に受け、自分の健康状態を知っておくことが大切です。三月には、各種検診の申し込みのアンケートをおこないます。積極的に受診して、成人病を予防しましょう。

ジュニアスキー大会

最優秀選手に川村くん

二月十日、第八回藤里ジュニアスキー大会が町営スキー場で開かれ、参加した小学生は見守る父母の声援を受けながら、百分の一秒を競うスピードに熱戦を繰りひろげました。

大会には、県北地区を中心に三百四十七人のジュニア選手が参加し、全長五百メートルのコースに設けられた旗門に果敢に挑戦し、スピードと技を競い合いました。競技中は、雪が降ったりやんだり、時おり強風にあおられる場面もありましたが、スキー場には出場選手の家々がたくさん詰めかけ、盛んに声援をおくっていました。

地元・藤里からは、四十選手が参加し、男女とも最優秀選手賞に輝いたほか、男女合わせて十三人が六位入賞を果たしました。

大会の結果は、次のとおりです。(三位まで・敬称略)

- 【三年以下女子】
 - ①片岡 明佳里 (桂城) 44秒66
 - ②長崎 有那 (城南) ③谷本 悠 (小坂)
 - ④佐藤 瑠衣子 (米田) ⑥石田 清香 (坊中)
- 【三年以下男子】
 - ①佐々木 秀 (米田) 44秒65
 - ②芦名 翔大 (種梅) ③館山 悠崇 (鷹巣西)
 - ④武藤 全紘 (坊中) ⑤川村 光広 (坊中)
- 【四年女子】
 - ①小林 智美 (小沢田) 43秒78
 - ②若松 あゆみ (前田) ③浪岡 奈保子 (鷹巣東)
 - ④佐々木 みらい (藤里)
- 【五年女子】
 - ①山口 さやか (東館) 39秒22
 - ②澤口 ちえみ (鷹巣西) ③関口 優 (城南)
- 【六年女子】
 - ①佐藤 愛 (坊中) 38秒11 ★最優秀選手
 - ②佐藤 智恵 (米田) 38秒61
- 【四年男子】
 - ①田中 浩平 (花輪) 39秒58
 - ②加藤 大輔 (米田) 40秒09
 - ③戸沢 登男 (鷹巣西) 40秒66
- 【五年男子】
 - ①成田 翔 (鷹巣西) 37秒73
 - ②成田 翔 (坊中) 38秒09
 - ③桂田 孝志 (米田) 38秒13
- 【六年男子】
 - ①川村 啓吾 (坊中) 36秒26 ★最優秀選手
 - ②畠山 治雄 (成章) ③渡部 憲吾 (花輪)



最優秀選手の川村くん

秋田県綱引き選手権大会

藤里小「白神藤里」アベック優勝

一月二十一日、秋田市立体育館でおこなわれた秋田県綱引き選手権大会で、小学校の部に出場した藤里小「白神藤里」チームが、男女揃って優勝しました。

白神藤里チームは、昨年暮れのギネスチャンピオン大会でおこなわれた町予選に、男子が「とことんひっぱろう」チーム(監督：田中博幸さん)、女子が「ファイヤードラゴン」チーム(監督：田代秀隆さん)で出場して町代表に選ばれていました。

この日の県予選には、小学校男子の部に十七チーム、女子の部に十三チームが出場しましたが、白神藤里チームは予選ブロックを勝ち進み、決勝トーナメントでも決勝戦(三本勝負)で二本連取するなど、集中力を発揮して快挙を手にしました。一昨年、混合チームで優勝して以来、男女とも初出場で初優勝です。



優勝報告に訪れた白神藤里チーム代表のみなさん

幼稚園雪あそび

寒さなんかぶっ飛ばせ!!

一月二十八日、藤里幼稚園では父兄の方々と一緒に雪あそびがおこなわれました。



ビニールソリで滑ります

この日は朝から晴れわたり、朝のうちは冷え込んだものの日中は暖気で、園児たちはシャベルで雪像を作ったり、おとうさんと駆けまわったり、みんなで作った雪の山からビニールソリですべったり、冬の日曜日を楽しく過ごしていました。

もつすぐ一年生

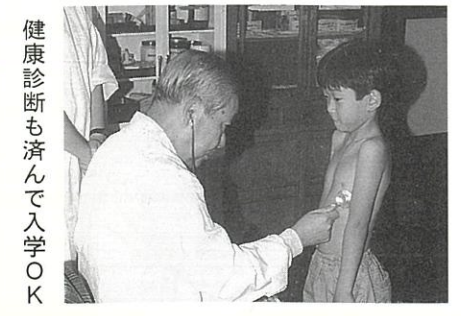
新一年生は45人

もうすぐピカピカの一年生……。町教育委員会では一月三十一日付けで、この四月に町内の小中学校に入学する児童生徒に入学通知を送りました。

今年の新入生は、小学校が前年より四人多い四十五人、中学校が十五人少ない四十八人になっています。このほか、町内の幼稚園保育園に入園を予定している三歳児は、藤里幼稚園が二十三人、大沢保育園が三人、米田保育園五人です。

中通り地区の幼児は、藤里幼稚園に通園することになる予定です。

晴れて入学、入園する子どもたちがスクスク育つよう、地域のみんなで見守ってあげてください。



健康診断も済んで入学OK

します。

(敬称略)

藤里小学校 39人

- 櫻田 平 (矢坂上町) 館岡 静香 (矢坂上町)
- 淡路 忠良 (矢坂上町) 淡路 女生 (矢坂上町)
- 笠原 大地 (粕毛下町) 成田 明華 (春日野団地)
- ヨシ・マイケル (館の下) 廣澤 美里 (粕毛下町)
- 佐藤 翼 (館の下) 佐々木 文香 (真土)
- 桂田 裕太郎 (清水岱) 袴田 郁美 (東坂)
- 金野 大和 (清水岱) 淡路 麻佑 (上町第二)
- 櫻田 尚人 (幸町) 村岡 真衣 (清水岱)
- 田代 将輝 (鳥谷場) 佐藤 恵 (幸町)
- 齋藤 遼平 (川原町) 田口 沙綾 (鳥谷場)
- 市川 祥梧 (大町) 齋藤 紗夢 (荒町)
- 浅利 史都 (荒町) 村岡 由梨 (琴町)
- 桂田 正広 (浅間町) 山田 保奈美 (愛宕第二)
- 加茂谷 暢介 (琴町) 菅原 尚子 (愛宕第二)
- 大友 翔平 (院内岱) 村岡 生衣 (愛宕第二)
- 下坂 光生 (出戸小比内) 淡路 咲希 (寺沢)
- 福司 祥 (矢坂上町) 田中 里香 (寺沢)
- 成田 有紗 (矢坂下町) 菊地 志保 (出戸小比内)
- 菊池 美奈子 (矢坂下町) 成田 沙織 (出戸小比内)
- 市川 真弓 (矢坂上町)

坊中小学校 2人

- 石田 静香 (寺屋布) 土佐 香織 (湯の沢)

米田小学校 4人

- 佐々木 寛智 (萱沢) 小山 拓哉 (熊の岱)
- 桂田 敬佑 (谷地) 小山 輝才 (上中畑)

みんなのわだい

福祉伝言板

藤里町の在宅福祉

◆デイサービス

藤里町には、2つのデイサービスセンターがあります。

■特別養護老人ホーム「藤里」デイサービスセンター

おおむね65歳以上の高齢者で、寝たきりや痴呆性など、日常生活を営むうえで支障がある方が利用できます。

入浴サービス、給食サービスや送迎などのサービスが受けられます。

料金は、1日につき500円です。

■社会福祉協議会デイサービスセンター

おおむね65歳以上の高齢者で、虚弱で日常生活を営むのに支障がある方で、自己身辺について自立している方が利用できます。

給食サービスや送迎、レクリエーションなどのサービスが受けられます。

料金は、1日につき600円です。

◆ショートステイ

日ごろ、家族の介護を受けている、おおむね65歳以上の方が利用できます。

①介護にあたっている家族の病気、出産、冠婚葬祭、事故、災害転勤、出張、学校などの公的行事の参加で介護ができなくなるとき

②家族の私的理由によるもので、旅行や介護疲れなどとのとき

入所できる期間は、原則として7日以内です。必要最小限の範囲で延長できます。

料金は、1日につき2,120円の負担で利用できます。

◆その他

藤里町では、このほかに「ホームヘルプサービス」「はり・灸・マッサージの施術費の助成」「日常生活用具の貸付」などをおこなっています。ご利用ください。

【在宅福祉に関する問い合わせ先】

藤里町役場福祉保健課福祉係

☎(79) 2113



年金受給者が死亡したときは



年金を受ける権利は、年金を受けている人が死亡したときに消滅し、年金は、その翌月から支給されなくなります。しかし、死亡の事実を社会保険庁で把握できないと、年金は死亡後も引き続き支給されることになります。

このような事態にならないように、年金を受けている人が死亡したときは、戸籍法で定められている届け出義務者(①死亡の当時、死亡者と同居していた親族②その他の同居者③家主、地主または家屋、土地の管理人)は、「年金受給権者死亡届」を最寄りの社会保険事務所(死亡した人が、国民年金だけを受給していた場合は町役場)に提出していただく必要があります。

「年金受給権者死亡届」には、次の書類を添付していただく必要があります。

【添付書類】

(1)年金を受けていた人の年金証書(添えることができないと

きは、その事由書)
(2)年金を受けていた方の死亡の事実を明らかにすることができ書類(除籍された戸籍抄本または死亡診断書)

また、「年金受給権者死亡届」は、死亡した日から10日以内(国民年金のみを受けていた人が死亡した場合は、14日以内)に提出することになっています。提出の遅れなどにより、年金が余分に支払われた場合には、遺族の方などから後日返納していただくこととなりますので、提出はすみやかにおこなってください。

死亡した人に支払われるはずだった年金が残っている場合には、その分の年金が遺族の方に支払われます(これを未支給年金といいます)ので、「未支給年金保険給付請求書」をあわせて提出してください。

※「年金受給権者死亡届」および「未支給年金保険給付請求書」の用紙は、社会保険事務所、町役場に備えつけてあります。



【問い合わせ先】
藤里町役場福祉保健課
国民年金担当 ☎(79)2113

ご存知ですか?

国土調査

みなさんは、「地籍調査」という言葉を聞いたことがあるでしょうか?

「地籍調査」は、国土調査法という法律にもとづき、主に町が主体になって、一筆ごとの土地の所有者、地目、境界、面積を現在の正確な測量技術で調査し、測量するものです。

町では、この国土調査事業の実施について町政座談会で説明し、各地区から賛同を得ました。

地籍調査とは?

この調査は、土地の国勢調査というべきもので、みなさんの土地の地籍を明らかにし、より良いものにするための大切な調査です。

現在、法務局にある「土地台帳」や「字切図(公図)」は、明治初期から中期にかけて作製されたもので、その後時代の移り変わりとともに、土地の区画、形質も変化し、現在では実状と違ってきたところもあります。これでは「誰さんの土地の隣は誰さん」といった見取図のようなことしかわからず、土地の境界は親から子へ、あるいは人から人へのいい伝えに頼るばかりでした。「境石」「境木」があっても、とても全部の境界というわけにはいかず、大切な土地の境界争いの原因にもなっています。

国土調査法にもとづく

地籍調査

地籍調査は、最新の測量技術と二筆ごとの精密な調査によって、正確な地図(地籍図)と帳簿(地籍簿)をつくり、字切図(公図)や土地登記簿台帳を修正していく歴史上画期的な作業で、後世に誇りうるものを作っていく事業です。

秋田県内では、昭和三十三年に大森町が手掛けて以来、平成七年まで六十九市町村のうち五十六市町村が地籍調査に着手、うち二十市町村が全域にわたって調査を完了、九市町村で一部地域の調査を完了しています。なお大潟村は、ほ場整備事業で確定測量を実施済みです。

地籍調査の効果

地籍調査で出来上がった地籍図、地籍簿は、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として利用できます。地籍調査の具体的な効果には、次の点があげられます。

1. 測量の費用と時間の節約ができ、正確な計画、施工が可能になります。
2. 事業の計画が図面上でできるので、事業の実施のつど測量を繰り返す必要がなくなり、精度の高い地図で正確な計画および施工が可能になります。
3. 農林業などの経営合理化(土地改良・利用増進など)の資料が得られます。
4. 正確な地目、境界、耕作地などの経

地籍調査のながれ



営面積を知ることができるので、収益や必要な資材、労力などの正確な計算が可能になり、協同作業をおこなう場合にも収益の配分、費用の分担を合理的におこなうことができます。

3. 土地の権利関係が明確になります

境界および面積の調査測定により正確な地図ができ、また地籍図によって境界の復元もできることから、将来の境界紛争を未然に防止することができ、所有権の確実な保護に役立ちます。

4. 公租公課などの負担の公平化ができます

土地の正確な地目の調査、面積の測定がおこなわれる結果、税金、水利費などの負担の公平化を図ることができ

ます。

5. 不動産登記簿などが整備されます

地籍調査の成果が認証されると、その写しが登記所に送付され、登記簿の記載が改められるとともに、それまで登記所に保管されていたいわゆる公図に替わって地籍図が備えつけになるなど、登記行政の資料として活用されます。

地籍調査経費の負担区分

町が主体でおこなう地籍調査の経費は、国が2分の1、県が4分の1を負担し、残りを町でまかないます。地籍調査について、町民のみなさんからの経費負担はありません。



1月届出分 (敬称略)

お知らせ

親子のスポーツ教室

能代山本スポーツリゾート構
想推進協議会では、圏域内の親
と子が一堂に会し、ニュースポ
ーツに親しみ、体力づくりと親と
子のふれあいを深めることを目
的として、「親子のスポーツ
教室」を実施します。

【期日・会場】

・平成8年3月10日(日)
午前10時～午後2時40分
・能代山本スポーツリゾートセ
ンター「アリナス」

【内容】

アリナスの職員を講師に、
「ミニテニス」を実施します
【参加対象・参加料】
能代市、山本郡内のスポー
ツに親しむ親子が対象で、
参加は無料です

【持ち物】

・内スツク ・トレパン
・着替え ・タオル
(昼食は各自で準備)

【申し込み・問い合わせ先】

・3月5日(火)まで、
電話で申し込んでください
・能代山本広域市町村圏組合
☎(54) 5300

北高等技能専門校 生徒募集について

県立北高等技能専門校では、
四月から校名を改め、訓練科目
を改編して技能者の育成に努め
ます。

希望者は、次により申し込ん
でください。

【新校名】

・秋田県立鷹巣技術専門学校

【科名および定員】

・金属塑性科(高卒コース・離
職者コース30歳未満)

・1力年 定員15名

・住宅サービス科(離職者コー
ス) 6ヶ月 定員20名

・建設機械運転科(離職者コー
ス) 6ヶ月 定員15名

【募集期間】

・平成8年3月31日(金)

【応募・問い合わせ先】

秋田県立北高等技能専門学校
☎0186(62) 1626

秋田東高校 通信制生徒募集

県立秋田東高校では、通信制
生徒を募集します。

通信制課程は、秋田県では秋
田東高校だけで、高校卒業資格

農業用軽油の 免税証の交付について

県税事務所では、今年も免税
証の交付申請を受け付けます。
必要書類をよく確かめて、交
付申請してください。なお、書
類が不備な場合は受け付けられ
ませんので、十分に注意してく
ださい。

【交付申請の日程・場所】

◎申請受付

・平成8年3月19日(火)

午前10時～正午

◎総合開発センター

・平成8年3月25日(月)

午前10時～11時

・総合開発センター

【必要書類等】

・印鑑

・耕作証明書

・免税軽油使用者証(継続申請
者のみ)

・機械の購入証明書(新規申請
者、機械に変更がある場合)

・前年に購入した軽油の納品書
等(継続申請者のみ)

・使用者証の交付手数料400円
(新規申請者、使用者証の交
付年が平成6年以前のもの)

【注意】

・共同申請の場合、代表者に異
動があれば、新規扱いになり
ます。また、印鑑と耕作証明
書は全員のものが必要です

・軽油の納品書または購入証明 書は、免税証と引き換えに軽 油を引き取ったことが、明確 に示されているものが必要で す

【交付を受けたあとは……】

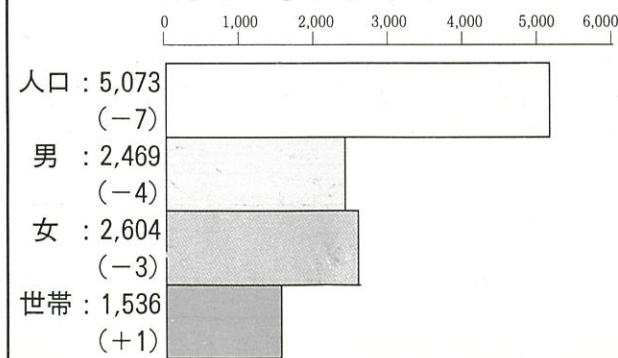
・免税軽油は、免税証と引換え
に引き取らなければなりません
・すでに購入済の軽油に、今回
交付する免税証は使用できま
せん

・免税証や免税軽油を他人に譲
渡したり、他人から譲り受け
たりすると罰せられます

【免税証に関する問い合わせ先】
山本県税事務所課税担当

☎(52) 6201

藤里町ミニ統計



1月31日現在・()内は前月比

出生: 5人・死亡: 10人・転入: 4人・転出: 6人

交通死亡事故

1,447日

無火災

265日

(平成8年2月20日現在)

3月から新しい天気予報が始まります

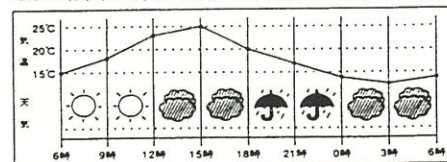
「もっと詳しい天気予報が知りたい」といった要望
にこたえるため、気象庁では、3月から「いつ、どこ
で、どのくらい」の雨が降るのかなど、よりきめ細
かい天気予報(量的予報)の発表を始めます。

新たに始められるのは「地方天気分布予報」と
「地域時系列予報」の2種類で、1日3回(6時、12
時、18時)発表されます。

地方天気分布予報は、約20キロ四方で区切った領
域を単位として、また地域時系列予報は全国138の
代表的な地域または地点で、3時間ごとの「天気」
「気温」などの時間変化を24時間先まで予報します。

●表示例(時系列予報)

地方の時系列天気予報(9月10日6時から向こう24時間予報)



電話の移転は 「116番」をご利用ください

3月から4月にかけての引越しシー
ズンは、電話の移転がたいへん混み合
います。

引越しの日が決まりましたら、早め
に局番なしの「116番」に連絡して
ください。

【116番の受付時間】

平日の午前9時～午後5時
※土曜・日曜・祝日および平日の午後
5時以降は

フリーダイヤル
0120-000116で
手続きの案内をしています

【問い合わせ先】

NTT能代支店総務担当
☎(54) 8550

米穀販売業の 登録に関する説明会

登録に関する説明会

新食糧法にもとづく販売業の
登録について、新規登録は4月
以降の扱いになっていますが、
手続きを円滑にするため、次の
とおり登録に関する説明会をお
こないます。

新規登録希望者など、米穀販
売に携わる業者の方は、出席し
てください。

【日時および場所】

・平成8年3月6日(水)

午後1時30分～

大館市中央公民館

【募集範囲】

販売業者新規登録希望者・既
存卸売業者・小売業者 他

おわび・訂正

先月号の13ページ、献血協
力者紹介の欄で、田代理宏さ
んは、由宏さんの誤りでした。
お詫びして訂正します。

MARCH

3月の行事予定

弥 生

※行事は変更になることがあります。詳しくは、関係機関へ問い合わせてください。

1	金	赤口	交通安全町民大会(13:30 総合開発センター) ディサービス(偕楽荘) 米田児童館ひなまつり	16	土	先負	
				17	日	仏滅	「家庭の日」
2	土	先勝	平成7年度町スポーツ・文化栄誉賞授与式 (15:00 総合開発センター)	18	月	大安	藤里小学校卒業式
3	日	友引	町民スキー大会(9:30 町営スキー場)	19	火	友引	藤里町議会議員一般選挙告示 坊中小・米田小卒業式 藤里幼稚園卒園式 ディサービス(農村環境改善センター)
4	月	先負		20	水	先負	「春分の日」
5	火	仏滅	ディサービス(農村環境改善センター)	21	木	仏滅	妊婦および一般健康相談(10:00 総合開発センター) ディサービス(農村環境改善センター)
6	水	大安	ディサービス(農村環境改善センター)	22	金	大安	坊中保育園卒園式 ひとり暮らし老人交流会
7	木	赤口	ディサービス(農村環境改善センター)	23	土	赤口	米田保育園卒園式
8	金	先勝	米田小学校PTA バスケットボール協会総会(18:30 総合開発センター) ディサービス(偕楽荘)	24	日	先勝	藤里町議会議員一般選挙投・開票日
9	土	友引	幼稚園・小・中学校休業日	25	月	友引	大沢保育園卒園式
10	日	先負	連合婦人会総会(10:30 総合開発センター)	26	火	先負	
11	月	仏滅	坊中小学校PTA 心配ごと相談日(9:00 偕楽荘)	27	水	仏滅	ディサービス(農村環境改善センター)
12	火	大安	ディサービス(農村環境改善センター)	28	木	大安	春の青少年健全育成運動 (3/17~4/21)
13	水	赤口	ディサービス(農村環境改善センター)	29	金	赤口	
14	木	先勝	ディサービス(農村環境改善センター)	30	土	先勝	
15	金	友引	和友教室閉校式(11:00 総合開発センター) 藤里中学校PTA ディサービス(偕楽荘)	31	日	友引	

■今月から、藤里町社会福祉協議会がおこなうディサービスの予定を組み入れます。
詳しくは、☎(79)2848 まで問い合わせください。



スキー場のキャラクター
クマゲラの
コッキーです。

根城豊作相撲テレビ放映

と き 3月9日(土) 朝6時15分

番 組 ABS秋田放送テレビ
"東北の伝承"